

## 多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等について

### 1 露店等の開設届出関係

#### (1) 那須地区消防組合火災予防条例の用語解説

ア 「祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催し」とは、一時的に一定の場所に人が集合することにより混雑が生じ、火災が発生した場合の危険性が高まる催しであって、例示されている祭礼、縁日、花火大会、展示会のように一定の社会的広がりを持つるものを指すものである。したがって、集合する者の範囲が個人的つながりに留まる場合(近親者によるバーベキュー、幼稚園で父母が主催するもちつき大会のように相互に面識がある者が参加する催しなど)は対象外である。

イ 「露店等」とは、祭礼又は各種団体等が主催する催物において、露店、屋台店その他これらに類する店を開設し、物品等を販売又は提供するものをいう。

ウ 「対象火気器具等」とは、第18条から第22条までの器具をいう。

#### (2) 届出受理時の確認事項

ア 届出の要否については、別図のフローを参考にすること。

イ 届出書の記入要領については、別紙1を参考にすること。

ウ 別紙2の対象火気器具等への指導事項を参考に届出者に確認すること。

エ 副本交付の際に別紙3の露店等の火災予防自主点検表を届出者に手交し、当日に自主点検を行うよう指導すること。

### 2 現地の確認及び指導

(1) 多数(20店舗以上が対象火気器具を使用する場合)の露店等が出店の場合は、対象火気器具等の設置状況、消火器その他の消火準備の配置状況、周囲において雑踏が発生することにより火災が発生した場合に避難が容易にできないか、初期消火を実施しなければ延焼による被害拡大のおそれが大きいか、消防隊の進入が困難でないか等、火災予防上安全であるか、現地へ出向した上で確認し必要に応じて指導する。

※ 露店等の周囲において雑踏が発生しないことが明らかである場合等は、現地の確認及び指導はしないものとする。

(2) 現地での確認及び指導については、「露店等の開設届出書」の正本及び「対象火気器具等への指導事項」を活用すること。

### 3 その他

指導に際しては、次の消防庁通知も参考にすること。

(1) 多数の観客等が参加する行事に対する火災予防指導等の徹底について(平成25年8月19日付け消防予第321号・消防危第155号)

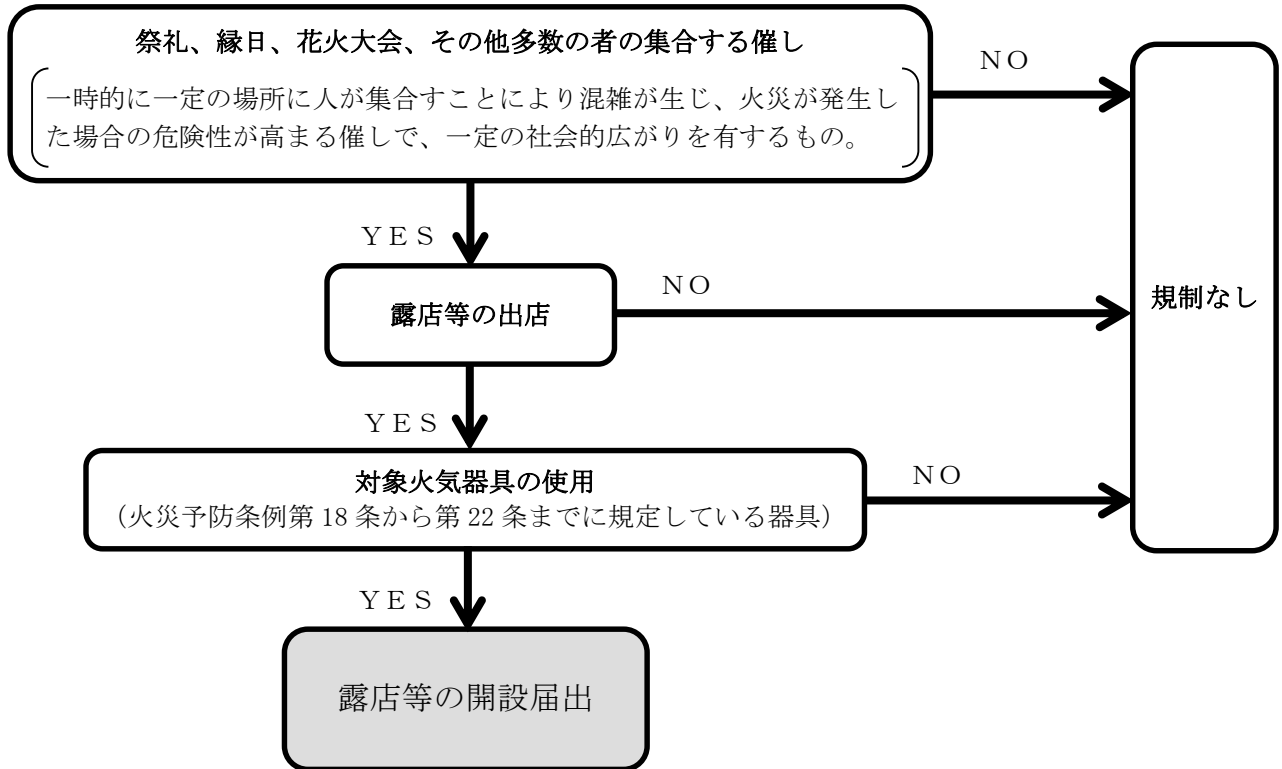
(2) 屋外イベント会場等の火災対策に関する当面の対応について(通知)(平成25年10月4日付け消防予第393号)

(3) 改正火災予防条例(例)の運用に係る執務資料の送付について(平成26年3月28日付け消防予第115号)

(4) 夏祭り、花火大会等の行事に対する火災予防指導等の徹底について(平成26年8月5日付け消防予第324号)

(5) 多数の者が集合する催しにおける照明器具に係る火災予防指導について(平成28年11月9日付け消防予第337号)

### 「露店等の開設届出」のフロー



様式第 12 号の 12 (第 23 条関係)

## 露店等の開設届出書

① 年 月 日			
那須地区消防本部消防長 様			
② 届出者 住所 (電話 ) 氏名 ⑩			
開設期間	自 ③ 年 月 日 至 年 月 日	営業時間	開始 ④ 時 分 終了 時 分
開設場所	⑤		
催しの名称	⑥		
開設店数	⑦	消火器の 設置本数	⑧
現場責任者氏名	⑨ (電話番号 ⑩ )		
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 法人又は組合にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 露店等の開設場所及び消火器の設置場所に係る略図を添付すること。
- 4 ※印の欄は、記入しないこと。

## 露店等の開設届出書の記入要領

項 目	記 入 要 領
① 年 月 日	届出書の消防署（分署）への提出年月日を記入します。
② 届 出 者	1 露店等を開設する者の住所、電話番号及び氏名を記入し、押印します。 2 催しを主催する者または露店等の開設を統括する者等の場合は、催しを主催する者または露店等の開設を統括する者等の住所・電話番号・名称及び代表者等の職・氏名を記入します。 (例1) ○○市○○町一丁目1番1号 ○○花火大会実行委員会 会長 ○ ○ ○ ○ 印 (例2) ○○市○○町二丁目1番1号 ○○露店組合 組合長 ○ ○ ○ ○ 印 3 個人の場合は、住民登録してある住所とします。 4 複数の団体等が共同して届出する場合は、届出者は連名とします。
③ 開 設 期 間	開設期間を記入します。ただし、予備日は、( )で記入します。
④ 営 業 時 間	1 営業時間を記入します。 2 営業日によって営業時間が異なる場合は、主となる営業日の営業時間を記入し、その他の営業日の営業時間については、( )で記入します。
⑤ 開 設 場 所	1 当該催しの開設場所を記入します。 2 住所等で示すことが困難な場合等は、別紙として地図等で明示します。 3 道路使用許可が必要な場所での開設の場合は、( )で記入します。 (例1) (主催者により道路使用許可申請中) (例2) (主催者の申請により道路使用許可済)
⑥ 催 し の 名 称	当該催しの名称を記入します。 (例1) 第○回○○花火大会 (例2) ○年○○市民祭り
⑦ 開 設 店 数	1 個人の場合は、1店舗となります。 2 催しを主催する者または露店等の開設を統括する者等の場合は、催しを主催する者または露店等の開設を統括する者等が出店を認めた露店等（対象火気器具を使用するもの）の合計数を記入します。
⑧ 消 火 器 の 設 置 本 数	1 個人の場合は、設置した数（1店舗に1本以上）を記入します。 2 催しを主催する者または露店等の開設を統括する者等が用意する場合は、10型消火器を歩行距離で20m以内に設置した数を記入します。
⑨ 現 場 責 任 者 氏 名	1 個人の場合は、届出者又は当該露店等の責任者等の氏名を記入します。 2 催しを主催する者または露店等の開設を統括する者等の場合は、催しを主催する者または露店等の開設を統括する者又は防火担当者等の氏名を記入します。
⑩ 電 話 番 号	現場責任者の電話番号を記入します。

- ※ 1 記入内容が多岐にわたる場合は、別紙として添付して下さい。  
 2 開設場所、消火器の設置場所及び危険物の取扱い場所等の配置図を添付して下さい。  
 3 対象火気器具等の種類及び数量、燃料の種類・保有数及び保管場所、電気の使用の有無等の必要事項が有る場合は、別紙として添付して下さい。

## ■対象火気器具等への指導事項

種 別	指 導 事 項
消火器	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 製造者の定める耐用年数以内であり、破損、サビ等がないこと。</li> <li>2 使用に際し、容易に取り扱える場所にあること。</li> </ol>
対象火気器具等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 周囲の可燃性物品とは、火災予防上安全な距離を保つこと。</li> <li>2 可燃性のガス又は蒸気が滞留するおそれのない場所で使用すること。</li> <li>3 地震等により、容易に可燃物が落下するおそれのない場所で使用すること。</li> <li>4 安定した不燃性の床上又は台上で使用すること。</li> <li>5 使用中はみだりにその場を離れないこと。</li> <li>6 その他、条例に規定する取扱い基準を遵守すること。</li> </ol>
液化石油ガス	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 ガスボンベは、直射日光や火気の近くなど高温とある場所で保管しないこと。</li> <li>2 ガスボンベは、平らで転倒のおそれがない場所に設置し、鎖等で固定すること。</li> <li>3 ゴム製のホースは、専用のものを使用し、古くなったものやひび割れのあるものは使用しないこと。</li> <li>4 ゴム製のホースは、器具等に応じた適正な長さで取り付け、取り付け部分は、ホースバンドその他これらに類するもので締め付けること。</li> <li>5 ガスの使用後や使用していないボンベは、バルブを完全に閉めておくこと。</li> </ol>
カセットコンロ	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 カセットコンロを2台以上並べて使用しないこと。</li> <li>2 カセットボンベの装着部分を覆うような調理器具を使用しないこと。</li> <li>3 カセットボンベは、直射日光及び火気等の近くなど、高温となる場所で保管しないこと。</li> <li>4 カセットボンベのコンロへの接続は、確実に行うこと。</li> </ol>
木炭等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 使用後の残火、取灰の始末は完全に行い、取灰などをみだりに捨てないこと。</li> </ol>
電気器具	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 電気器具の熱により、可燃物が高温にならないように設置すること。</li> <li>2 電気器具は適正に取り付け、過度の荷重や張力が加わらないようにすること。</li> <li>3 たこ足配線はせず、許容電流を守って使用すること。</li> <li>4 水のかかる場所で使用する電気器具は、防水型を使用すること。</li> <li>5 電気器具は取扱説明書どおりに使用すること。</li> </ol>
携帯発電機 ストーブ等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 燃料を十分に確認し、途中で燃料の補給をする必要がないようにすること。</li> <li>2 燃料の補給が必要となったときは、必ず運転を止めてから行うとともに、風通しの良い可燃性蒸気等が滞留するおそれのない場所で、周囲に火気の使用がないことを確認したうえで行うこと。</li> </ol>
危険物	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 危険物を貯蔵又は取り扱う場合は、消防法令に適合した容器を用いること。</li> <li>2 各露店等における危険物の保管は、指定数量の5分の1未満の数量とすること。</li> <li>3 容器は、直射日光や火気の近くなど高温となる場所で保管しないこと。</li> <li>4 容器の蓋は密栓して保管すること。</li> <li>5 容器の蓋を開ける際には、圧力弁等を操作して圧力を抜くこと。</li> </ol>
その他	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 消火栓、防火水槽及び消防用機械器具庫の付近に開設しないこと。</li> <li>2 消防自動車等の進入路等の付近に開設しないこと。</li> <li>3 防火対象物からの避難に支障を及ぼすおそれのある場所に開設しないこと。</li> <li>4 強風等で屋台・テントが倒壊や飛散しないように固定していること。</li> </ol>

## 露店等の火災予防自主点検表

### 【消火器】

- 消火器は、取り出しやすい場所に準備しており、正しい使い方を知っている。
- 消火器は、製造者の定める耐用年数以内であり、変形やサビをあるものは使用していない。（変形、サビがある場合は破裂事故のおそれがあります。）

### 【火気器具】

- コンロなどの火気器具の近くに燃えやすいものを置いていない。
- コンロなどの火気器具は、安定した不燃性の台に置いている。
- コンロなどの火気器具を使用している時は、みだりにその場から離れない。

### 【ガス】

- ボンベは、火気から離れた日光が直接当たらない場所に置き、鎖等で固定している。
- ガスホースは、ひび割れ等の劣化のない専用のものを使用している。
- ガスホースと器具の取付け部分は、ホースバンド等でしっかりと止めている。

### 【カセットコンロ】

- カセットボンベは、しっかりと確実に装着している。
- カセットボンベ装着部分を覆うような調理器具や、コンロを2台並べての使用はしていない。（カセットボンベが加熱され、爆発のおそれがあります。）

### 【ガソリン】

- ガソリン容器は、消防法令に適合した金属製容器のものを使用している。
- ガソリン容器は、火気から離れた日光が直接当たらない場所に保管している。
- ガソリン容器のキャップを開ける前は、必ず安全な場所で圧力を抜いて行う。
- ガソリンを取り扱う場合は、観客等と十分に離れ、火の気のない場所で行う。

### 【携帯発電機】

- 途中で給油しなくて良いように、使用前に燃料を十分に補給している。
- やむを得ず燃料を給油するときは、必ず運転を止めてから行う。

### 【電気器具】

- 電気器具の熱により可燃物が高温にならないように設置している。
- 電気器具は適正に取り付け、過度の荷重や張力が加わらないようにしている。
- たこ足配線はせず、許容電流を守って使用している。
- 水のかかる場所で使用する電気器具は、防水型を使用している。
- 電気器具は取扱説明書どおりに使用している。

### 【放火防止対策】（2日以上連続して露店を開設する場合）

- 夜間等で無人になるときは、ボンベその他の燃料を置いたままにしない。
- 段ボールなど、燃えやすいものを置いたままにしない。

### 【たばこ】

- たばこの吸い殻は、水を張った灰皿などに捨てている。

### 【その他】

- 消火栓、防火水槽及び消防用機械器具庫並びに消防自動車等の進入路等の付近に露店を開設していない。
- 建物の避難口付近に露店を開設していない。
- 強風等で、テントが飛ばされたりしないよう固定されている。

## — 那須地区消防組合 —

大田原消防署	28-5100	黒磯消防署	62-0736	塩原分署	32-2949
黒羽分署	54-1144	板室分署	69-0119	那須消防署	72-1215
湯津上分署	98-3235	西那須野消防署	36-2300	湯本分署	76-3200

\*市外局番はいずれも（0287）